

令和4年 第3回

甲斐市農業委員会議事録

令和4年3月28日

1 日 時 令和4年3月28日(月) 午後2時58分～

2 場 所 甲斐市役所本館 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
報告第6号 令和3年農地賃借料情報の件
議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第8号 農地法第5条許可後の計画変更申請の件
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第11号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基づく承認の件
議案第12号 令和4年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件

4 欠席委員 11番 窪田 眞己 委員、19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 6番 山本 修 委員、7番 雨宮 良文 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 山岡 広司

農業委員会事務局庶務係 樋口 一

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時50分

<p>【事務局長】</p>	<p>それでは定刻となりましたので、令和4年第3回の総会を始めさせていただきます。</p> <p>初めにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願い致します。</p> <p>相互に礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
<p>【有泉副会長】</p>	<p>有泉副会長より開会のことばをお願い致します。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>それでは令和4年第3回の農業委員会総会を開催します。よろしくご審議の程お願い致します。</p>
<p>【事務局長】</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事につきましてもよろしくお願い致します。</p>
<p>【議長（会長）】</p>	<p>(あいさつ)</p> <p>それでは本日の会議に入りたいと思います。</p> <p>本日の出席委員は17人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。</p>
<p>(日程第1 議事録署名委員の 指名)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、6番山本委員と7番雨宮委員を指名致します。</p>
<p>(日程第2 会期の決定)</p>	

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)

(報告第4号)

【議長】

それでは議事に移ります。

報告第4号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号8番から12番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の1ページをお願いします。

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号8番、地図・公図は1ページ、2ページになります。

●●番地、他4筆、合計2,283㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により宅地分譲10区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号9番、地図・公図は3ページ、4ページになります。

●●番地、面積249㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により個人住宅にするための届出が出ています。

次のページ2ページへ行きまして、番号10番、地図・公図は5ページ、6ページになります。

●●番地、面積223㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、使用貸借権の設定により個人住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号11番、地図・公図は7ページ、8ページになります。

●●番地、面積199㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所

有権移転により個人住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 12 番、地図・公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地、他 1 筆、合計 1,131 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により従業員用駐車場にするための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 5 号)

【議長】

次の議事に移ります。

報告第 5 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件を上程致します。事務局に番号 1 番から 3 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 3 ページをお願いします。

番号 1 番、地図・公図は 17 ページ、18 ページになります。

●●番地、面積 709 m²、貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●さんで、解約届出日が令和 4 年 3 月 4 日です。

令和 4 年 2 月 1 日から 3 年間、利用権の設定をしていましたが、合意解約をしたものです。

続きまして、番号 2 番、地図・公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、他 2 筆、合計 3,264 m²、貸人が●●の●●、借人が●●の●●さん、解約届出日が令和 4 年 3 月 10 日です。

次の案件 3 番は関連がありますので続けて説明します。

番号3番、こちらも地図・公図と、土地の所在は番号2番と同じになります。

貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●、解約届出日が令和4年3月10日です。

平成29年5月1日から20年間、●●さんと、●●で利用権の設定を行い、●●から、●●さんが配分を受けていましたが、合意解約をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第7号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

報告第6号、令和3年農地賃借料情報の件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

【事務局】

報告第6号、令和3年農地賃借料情報の件について報告をさせていただきます。

資料の4ページをご覧ください。

令和3年1月から12月までの1年間における利用権設定の賃借料を取りまとめましたので資料に沿って報告します。

今回集計したデータ数には、賃料が無償のものは除いてあります。また、時間短縮により平均額のみを報告とさせていただきます。

水稲5件、10a当りの平均額7,032円、普通畑30件、9,857円、樹園地9件、9,011円、樹園地(その他)1件、30,218円でした。

単年のみのデータでは情報が不足することもありますので、平成29年から5年間分の賃借料も提示しておりますので、併せて報告します。

水稲81件、平均額9,747円、普通畑145件、8,909円、樹園地104件、13,547円、樹園地(その他)58件、6,443円でした。

以上で報告を終わります。

<p>【議長】</p>	<p>事務局の説明は以上です。 この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。</p>
<p>-----</p>	
<p>(議案第7号)</p>	
<p>【議長】</p>	<p>それでは次の議案に移ります。 議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。</p>
	<p>事務局に番号3番の説明を求めます。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>はい、議長。 資料の5ページをお願いします。 番号3番、地図・公図は11ページ、12ページになります。 ●●番地、他2筆、合計3,264㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。 ●●さんの経営面積は14,091㎡、申請地でアーモンドの作付けを予定しております。 所有している機械はトラクター、ハンマーナイフモア、乗用モアです。 写真は南東側から撮影したものです。 説明は以上です</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局の説明は以上です。 次に現地調査の報告を●番●●委員をお願いします。</p>
<p>【●●委員】</p>	<p>はい。 現地調査の結果、アーモンドもきれいに育っていて問題はないと判断しました。 ご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>【議長】</p>	<p>次に●●推進委員に意見を求めます。</p>
<p>【●●推進委員】</p>	<p>はい。 現地を見てみましたが、しっかり耕作されておりまして、問題はない</p>

と思いましたが。
以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号3番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議なしということで、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号4番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号4番、地図・公図は13ページ、14ページになります。

●●番地、面積925㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は13,555㎡、申請地でブドウの作付けを予定しております。

所有している機械は草刈機・スピードスプレッダー・トラクター等です。

写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員にお願い致します。

【●●委員】

●番●です。

17日に、現地調査を行いました。

現場はですね、●●さん自体が、●●の農協にかつて勤めていて、ブドウ栽培をしていたということで、この周辺にも●●さんのブドウ園があるということで、その管理状態についてもしっかりされています。

今後この貸借が成立しても、きちんとした管理が出来ていけると思いますので、この案件については、なんら問題はないと思いますので、よ

ろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。

先程の委員さんの説明のとおりでございます、この一帯のブドウ園を●●さんがやっております、申請されている土地の両脇も、●●さんの土地になっており、ブドウ栽培をしておりますので、別に問題はないと思います。よろしく審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号4番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号5番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号5番、地図・公図は15ページ、16ページになります。

●●番地、他3筆、合計1,632㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は29,965㎡、申請地で柿の作付けを予定しております。

所有している機械はトラクター、刈払機、スピードスプレッダー、噴霧器等です。

写真は北西側と、南西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

3月17日に、現地調査をしてみました。

現地はご覧のように、適切に管理されている状況ですが、譲受人の●●さん、写真で見えている電柱が送電線用の電柱のように見えまして、すぐ近いところにも発電装置を構築しているという状況にありますが、3条の所有権移転そのものについては問題ないかと思っておりますので、ご審議をお願い致します。

【議長】

次に●●推進委員の意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

3月17日に、現地を調査致しました。

●●委員が言ったように、農地も荒れてもいなく、農業をするのに問題はないと思います。

審議のほうよろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、議長。

●番●●です。

譲受人の●●は、一時転用でソーラー発電を実施している会社だ、ということですね。たぶん、一時転用が出てくるのではないかと思うのですけど。

まあ、非常に良い農地で、今回の権利種別が有償移転ということなんで、この案件は3年3作の対象になるのか。

なぜそれを聞くかという、有償移転後すぐ、一時転用で営農型太陽光発電が出てくるというのはちょっとおかしいと持ったので、確認をしたい。

【事務局】

この案件につきましては、今言われた通り有償移転後、4条で一時転用を業者が考えているところですが。これが適切かどうか県に確認しましたところ、目的が営農型の太陽光発電ということであることから、可でないかと、県から回答をもらっているところです。

【●●委員】

ということは、この3条許可申請が成立すると、即4条で一時転用が出てくるということですね。

で、3年3作は該当しないと、そういうことは縛りが無いという県の

見解ということですね。

【事務局】 おっしゃる通りでございます。

【議長】 ●●委員、よろしいですか。

【●●委員】 あまりすっきりしませんけど、3条で耕作をするといって人から農地を買って、即一時転用で、営農型太陽光発電が出てくると。

で、柿の栽培ということですので、桃栗3年柿8年だから8年かからないとないと実は取れないのですけれど、一作も取らないでそれが出てくるというのも、まあ法律上問題はないという見解、これはいかんともしがたいということなんですけども、ここの事務はこういう形ですずっとやってきているのですが、まあ使用貸借とか、そういう形で来るのだったらなんですけど、有償移転だったもんですから、そういうのも良いのかなという疑問があったんで、質問させてもらいましたけども、ただ法に抵触していないということになると、その先はもう言えないので、分かりました。

【議長】 よろしいですか。
他に質疑はございませんか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。
番号5番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 意義がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号6番の説明を求めます

【事務局】 はい、議長。

資料の6ページをお願いします。

番号6番、地図・公図は17ページ、18ページになります。

●●番地、面積709㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は3,487㎡、申請地で野菜の作付けを予定しております。

所有している機械は管理機・刈払機等です。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員にお願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

3月17日に現地調査を致しました。

この土地は、現在譲受人が借り受けて耕作をしている土地で、譲受人の所有地と、譲受人の父親の土地に囲まれた認容地です。譲渡によって、譲受人によりまして適正に耕作地として活用されると考えられますので、許可に支障がないものと考えております。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

17日に現地確認を致しまして、ここは私の近所なもんですから、●●君が買うということで、東側が●●の●●で、当該農地の右隣がお父さんの土地になりますから、特別に何も無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございますので、番号6番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号7番の説明を求めます。

- 【事務局】 はい、議長。
番号7番、地図・公図は19ページ、20ページになります。
●●番地、他3筆、合計1,570㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。
●●さんの経営面積は3,206㎡、申請地で水稲、野菜の作付けを予定しております。
所有している機械はトラクター、耕うん機、田植機、脱穀機等です。
写真は西側から撮影したものです。
説明は以上です。
- 【事務局】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●番●●委員にお願いします。
- 【●●委員】 はい、●番の●●です。
先日、現地調査を行いました。
特に問題はないと思います。
譲受人の、水稲と野菜の耕作を期待致します。
ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。
- 【●●推進委員】 推進委員の●●です。
ここの土地の周りは、元々水稲の作付けが行われていた段々の田んぼになっております。この辺既にかかなりの面積が遊休農地化しております。ここの土地も数年、労働力不足で遊休農地化していた所であります。
ですからここにまた水稲、野菜等が作付けされるとなると、遊休農地の解消にもつながりますし、周りへも良い影響が出てくると思いますので、私としては良いと思います。また、水路のほうもきちんとしておりますので、すぐに水稲の作付けも出来ると思います。
ご審議、お願い致します。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)
- 【議長】 質問がないようでございますので、番号7番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 意義がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第 8 号)

【議長】 次の議案に移ります。
議案第 8 号、農地法第 5 条許可後の計画変更承認申請の件を上程致します。
事務局に番号 1 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。
資料の 7 ページをお願い致します。
番号 1 番、地図・公図は 21 ページ、22 ページになります。
住所が●●の、●●さんが、●●番地、他 3 筆、合計 1,955 m²を、賃貸借の設定により、一時転用で太陽光発電事業に伴う車両置き場にするための転用目的で、令和 2 年 12 月の案件に上程し、令和 3 年 1 月 14 日に許可が出たものの計画変更です。
当初の計画では電気設備工事及び試運転が令和 3 年 12 月末で完了する予定でしたが、コロナ過の影響により部材調達に不足の日数を要してしまい、一時転用期間内に完了させることが出来なくなってしまったため、今回、一時転用期間を令和 4 年 12 月 31 日までとして、計画変更申請が出されました。
議案第 9 号、農地法第 5 条許可申請の番号第 6 番と関連がありますので一括で審議をお願いします。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてはこのあと上程する議案第 9 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の案件と関連しますので、あわせて審議することに致します。

(議案第 11 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。
議案第 9 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号 6 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料は8ページをお願いします。

番号6番、地図・公図は21ページ、22ページになります。

●●番地、他3筆、合計1,955㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、賃貸借権の設定により一時転用で太陽光発電事業に伴う車両置場・仮設事務所にするための許可申請が出ています。

これは先程、7ページ、議案第8号で計画変更の説明をした農地になります。

集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第3種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書、土地利用計画図、林地開発許可書の写し等から問題はないと考えられます。

当初の計画では電気設備工事及び試運転が令和3年12月末で完了する予定でしたが、コロナ過の影響により部材調達に不足の日数を要してしまい、一時転用期間内に完了させることが出来なくなってしまいました。

今回、一時転用期間を令和4年12月31日までとして、計画変更申請が出されています。

仮設事務所・資材置場として利用予定で、雨水は自然浸透となっております。

写真は南側と、北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

部落の方達に聞いても、何の問題も出ておりませんので、大丈夫だと思います。許可のほうよろしくお願い致します。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

農地法第5条許可後の計画変更申請の件、番号1番を承認相当、農地法第5条第1項許可申請の件、番号6番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、農地法第5条許可後の計画変更申請の件、番号1番を承認相当、農地法第5条第1項許可申請の件、番号6番を許可相当とすることに決定致します。

(議案第10号)

【議長】

次の議案に移ります。

議案10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号18番から24番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の9ページをお願いします。

番号18番、地図・公図は24ページ、25ページになります。

●●番地、他5筆、合計1,151㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を3年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は10a当たり2,606円で、水稲の作付けを予定しています。

続きまして、番号19番、地図・公図は26ページ、27ページになります。

●●番地、面積1,896㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を3年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、水稲の作付けを予定しています。

次のページ10ページへ行きまして、番号20番、地図・公図は28ページ、29ページになります。

●●番地、面積598㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、畑を3年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 21 番、地図・公図は 30 ページ、31 ページになります。

●●番地、他 2 筆、合計 2,504 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、畑を 2 年 1 ヶ月間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 a 当たり 3,993 円で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 22 番、地図・公図は 32 ページ、33 ページになります。

●●番地、面積 608 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、畑を 3 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 a 当たり 18,092 円で、野菜の作付けを予定しています。

次のページ 11 ページへ行きまして、番号 23 番、地図・公図は 34 ページ、35 ページになります。

●●番地、面積 985 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、畑を 5 年 1 ヶ月間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 a 当たり 6,091 円で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 24 番、地図・公図は 36 ページ、37 ページになります。

●●番地、面積 1,035 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 1 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

【議長】 何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 18 番から 24 番を承認することに決定致します。

(議案第 11 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第 11 号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく承認の件を上程致します。

事務局に本案件の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 12 ページをお願いします。

番号 1 番、地図・公図は 38 ページ、39 ページになります。

●●番地、面積 1,071 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんを実施主体として、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定農地貸し付けを行いたいと、承認申請が出ています。

申請地では、各 40 m²の区画 15 区画を、●●の、特定農地貸付規定により、貸付期間 1 年間、賃料 1 区画当たり 8,000 円で運営していく予定です。

なお、契約は土地所有者、●●、●●の 3 者で締結します。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

これより質疑に入ります。何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

本案件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。

(議案第 12 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第 12 号、令和 4 年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件を上程致します。事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

議案第 12 号、令和 4 年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件についてです。

こちらは、これから農繁期を迎えるにあたり、農作業をお願いした時の賃金標準額を、市の農業委員会として毎年この時期に取り決めて公表しているものになります。

先月 2 月の運営委員会で諮り、このような金額設定と、令和 4 年度はさせていただきます。

なお、下の備考欄の最後の項目にもあるとおり、本表は、標準的な料金を示すものであり、圃場条件や作業条件など勘案して当事者間の協議により決定することを前提としています。

上記作業項目にない作業についても協議の上で決定して下さい。と表示し、この表はあくまで標準額であり、最終的には相対で決めていただくこととなります。

農業者の皆様へは、広報 5 月号とホームページにて周知させていただきます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

【議長】

事務局の説明は以上です。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●番●●です。

特に問題はないと思いますけども、昨年に比べて上がっているのか、下がっているのか、それだけ教えていただきたいと思います。

【事務局】

金額自体は昨年と変わりありませんが、今年から乾燥の部分を記載をさせていただきます。

また、機械刈取のバインダーの部分で、ひも付きというところを載せさせていただきます。コンバインの部分については、乾燥を除く、という形を変更をさせていただきます。

【議長】

他に質疑はございませんか。

【●●委員】

参考に教えていただきたいのですが、コンバインの刈取について摘要欄に、乾燥を除くとありますが、種別の乾燥の欄には、梨北農協カントリエレベーター単価に準ずるとあるのですが、その辺の数字というのはどれくらいになるのですかね。

というのは、私の家の近所で作っている方は、一反歩とか、二反歩とか、そういう小さい農家が多いのですよね。それが刈り取ったときに、乾燥させた場合、どういう単位で金額を出すのか、参考上ありましたら教えていただきたい。

【事務局】 梨北農協のカントリーエレベーター単価については、水分量によっても変わってくるのですが、kg当たり 27 円から 33 円の間で、それはあくまで調整料を含んだ金額になるので、梨北農協では乾燥のみの単価は出していないということになります。

他の市町村を見ると、例えば韭崎市だと乾燥のみで 20 円とか、北杜市だと 27 円からとか、それぐらいの単価を出しているところがありました。

前回の運営委員会の中だと、梨北農協のカントリーエレベーターでこういう金額があるからと、甲斐市の農繁期労働賃金の中ではこの金額を載せさせていただいて、梨北農協についても、載せることは構わないということだったんですけども、あくまで梨北農協で決めているのは、乾燥と調整、糶すりを含んだ金額ということは、注意していただきたいということは話されているところです。

【議長】 よろしいですか。
他に質疑はございませんか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、農繁期労働賃金についてはこの案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようでございますので、本案件のとおり決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。
有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】 (あいさつ)

以上で本日の農業委員会の総会を終わらせていただきます。

お疲れ様でした。

午後 3 時 50 分 閉会